第３期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画（素案）
パブリック・コメント手続結果

○　意見募集期間　：　令和７年１月６日（月）から令和７年２月７日（金）まで

○　意見の数　　：　８人　　18件

※　意見による修正：０件

○　パブリック・コメント手続によらない変更

第３期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画（素案）を整理しました。

提出された意見２件は、 パブリック・コメント手続制度の趣旨と合致しないため回答しません。

所属名：こども部　こどもを守る課

第3期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画（素案）への意見のあらましと市の考え方

番号	ページ	該当箇所	意見のあらまし	件数	市の考え方
1	54	(1)放課後の居場所づくりの推進	家庭によっては学童以外にも別の施策で支援を受ける権利があります。家庭に合わせて他の放課後施策で支援してあげてください。	1	留守家庭児童会とは異なる放課後の居場所づくりは重要と考えており、現在、各小学校において「放課後子供教室」を実施しておりますが、今後更なる放課後の居場所の充実を図って参ります。
2	54	No.62 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）	学童保育は、正規雇用の有資格者が指導員としてこどもの安全や主体性を尊重するために重要であり、権利の擁護にも寄与します。現在の指導員を正規雇用にし、安定した環境を提供することで、職員は長く働き続けられ、こどもと保護者との信頼関係が築かれます。学童保育が単なる預かり場ではなく、子育ての場として機能することで、親は安心して地域に根付き、市民意識も向上します。これにより、健やかな子育てを支え、地域の発展にも繋がるため、学童保育の充実してください。	1	寝屋川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、学童保育の充実に努めております。
3	54	No.62 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）	厚生労働省では学童保育の児童一人当たりの専用区画面積を1.65m2以上と定めていますが、学童の3部屋は1.03m2しかなく、1.65をはるかに下回る区画面積です。伸び伸びとした教育空間にするには使用頻度の低い部屋を活用し、こどもにやさしい場を提供してほしいです。	1	部屋の確保や留守家庭児童会として使えるスペースの確保等、学校や関係機関と連携・調整を図っており、安全・安心な保育が提供できるよう専用区画等の充実に努めております。
4	54	No.62 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）	学童横の会議室を学童でも使えるように考えて頂きたいです。その会議室は社会教育推進課が使用し、こどもは使用不可と言われているようです。学童のこどもも使えるよう、何のための誰のための小学校なのか今一度考えて頂きたいです。	1	部屋の確保等、関係機関及び学校と連携を図ってまいります。
5	54	No.62 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）	学童で、屋外で遊ぶ場所が狭く、場所の取り合いなどトラブルが起きています。こども達が部屋の中で遊べる学校内の場所を提供して頂きたいです。	1	部屋の確保等、関係機関及び学校と連携を図ってまいります。
6	54	No.62 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）	学童の先生が少なく、誰かが怪我をした時など、対応する先生がいなく困ります。	1	指導員の確保につきましては、条例に規定する基準を満たすよう努めております。
7	54	No.62 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）	学童は在席人数が多く、要配慮児童も在籍しているため、多くの経験や専門知識のある指導員に継続して勤務していただくことが必要です。しかし、指導員の職務負担と待遇がつり合わず、多く辞めている現状があります。学童指導員はこども達の安全を守る責任が大きく、親は信頼できる指導員にこどもを預けたいと考えています。したがって、指導員の雇用保証や職務負担の適正化、待遇改善を強く訴えます。	1	要配慮児等の受入れについては、加配指導員を配置し、安心・安全な生活の場の確保に取り組んでおります。また、学童指導員の処遇改善につきましては、関係機関と連携を図り、処遇の改善に努めてまいります。

第3期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画（素案）への意見のあらましと市の考え方

番号	ページ	該当箇所	意見のあらまし	件数	市の考え方
8	54	No.62 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）	共働きが一般的なため、学童保育の必要性が高まっています。今後、物価高騰や扶養制度の改正により1年生の利用が増えると予想されており、保護者はこどもたちが安全に楽しく過ごせるよう指導員の増員や負担軽減を望んでいます。また、学童保育の安全対策・危機管理の観点からも生活集団の適正規模化（当面は「省令基準」の1クラスの定員を40名とし、2名の任期付職員配置）の早急な徹底が必要です。	1	放課後児童支援員の労働条件等の改善につきましては、国の基準に基づく職員配置や適正な職場環境及び研修機会の確保に取り組んでおります。
9	54	No.62 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）	共働き家庭の増加や多様な個性を持つこどもたちに対して、指導員の増員や質の向上が喫緊の課題です。指導員の働く環境や待遇を改善し、学童を「安心安全な場」とするために、生活集団の適正規模を設定し、1クラブ定員を40名に制限し、2名の指導員を配置と処遇の改善が必要です。	1	放課後児童支援員の労働条件等の改善につきましては、国の基準に基づく職員配置や適正な職場環境及び研修機会の確保に取り組んでおります。
10	55	No.65 放課後校庭開放事業	運動場について、中学生と小学生が運動場を利用する場合、中学生のボールが小学生の所に飛んでくる可能性があり安全に遊べるか不安です。安全に運動場で遊べるように対策を考えて頂きたいです。	1	小学校によって状況が異なることは認識しており小学校の校庭においては、安全を最優先の上、検討を進めてまいります。
11	118	（14）児童育成支援拠点事業	不登校対策として、教育支援センターがありますが、ハードルの高さや行きにくさがあります。 寝屋川市には、『スマイル』と言う青少年の居場所がありますが、対象が中学生から30歳までとなり、小学生の居場所はありません。 不登校児童やその保護者にとっても『スマイル』の設備は整っており、また公共施設の有効活用といった観点からもスマイルの空き時間活用は合理性があると思います。 そこでは、保護者に寄り添える人材・市民団体を配置し、同じ立場にある保護者同士が気持ちを吐き出せる場や、ペアレントトレーニング等の勉強会を開催したり、より良い親子関係を築ける支援が出来る場となればと思います。 以上のことから、『スマイル』の午前中を小学生からの『親子の居場所』になればと強く願います。	1	青少年の居場所スマイルは、設置目的である「青少年が自由に交流や活動を行うなど安心して過ごすことのできる環境の整備を図る」こと等を踏まえて対象年齢や開所時間を設定しております。 引き続き、不登校の生徒も含め、青少年が気軽に立ち寄り、悩み等を相談できる居場所として運営に努めてまいります。
12	-	-	公立保育所と公立幼稚園と公立こども園の3種はそれぞれ違います。 それぞれの形を公設公営で市の職員が勤務して残してください。	1	保育所、幼稚園、認定こども園（以下「就学前教育・保育施設」と言います。）がそれぞれ果たすべき機能や役割の重要性は十分に認識しております。また、公立の就学前教育・保育施設には、市として特色ある就学前教育・保育を推進していく役割と、小学校就学前子どもの減少に伴う社会環境の変化に対応していく役割が求められており、集団教育・保育を実践できる一定規模の子ども集団による効果的な教育・保育の維持が必要と考えております。これらの課題に、より効果的に対応するため、令和3年9月に『寝屋川市の就学前教育・保育の推進―市立幼稚園・保育所再編実施計画』を策定し、各施設の統合や設置についての方向性を定め、本計画に基づき、取組みを進めているところでございます。

第3期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画（素案）への意見のあらましと市の考え方

番号	ページ	該当箇所	意見のあらまし	件数	市の考え方
13	-	-	コロナ禍において、民間園は公立と同様の指標に基づく支援を受けたことが助けとなりました。このように、市の考えが反映された施設が存在することは、民間にとって安心できる支援となります。モデルを示すことが重要であり、インフラとしてその価値と意義を振り返り、今後も実施してください。	1	本意見はNo12の意見の理由として説明されていますので、No12で併せて回答します。
14	-	-	小学校の門について、こども達の安全の為にダイヤル錠をしています。ダイヤル錠を引っ張る業者やこども達がいるので、今まで何十個も壊れています。また、ダイヤル錠だと設置するの学童の先生の手を煩わせる事になります。壊れたら付け替えるを何度も繰り返していますが、ダイヤル錠ではなく暗証番号で開くオートロックにして頂きたいです。	1	各小学校の門につきましては、こども達の安全のため学校等と調整を行い、ダイヤル錠を設置しております。また、ダイヤル錠の破損等につきましては、速やかに対応するとともに、適宜改善策の検討を行ってまいります。
15	-	-	こどもが学校に行かなくなり、家に1人置いておくことが不安で仕事もできなくなりました。 フリースクールに通わせようにも、金銭的に厳しくできない時期がありました。 フリースクールや、習い事も学校と同じように助成がきくようにしてください。	1	フリースクールへの公的支援につきましては、市単独の補助については考えておりません。引き続き、国や府の動向を注視してまいります。
16	-	-	不登校は費用がかかることから、学校が合わない子の可能性を潰さない援助もこれからは必要です。 実際にこどもの不登校を経験し思いました。	1	市の登校支援教室において、引き続き民間のフリースクールの良さを研究しながら、誰もが通いやすい登校支援教室の環境づくりに努めるとともに、全校に設置している校内登校支援教室の利用と併せて、不登校児童生徒の学びの場の確保を図ってまいります。

パブリック・コメントを手続制度の趣旨と合致しないもの（回答しないもの）

番号	ページ	該当箇所	意見のあらまし	件数	パブリック・コメントの手続制度の趣旨と合致しないとした判断した理由
1	54	No.62 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会）	寝屋川市は、枚方守口よりも保育や学童保育は充実しており北河内のリーダーと言える実態です。あとは学童の詰め込みの解消を早急に解決することが課題です。	1	素案に対する意見ではなく、感想のため。
2	119	（15）親子関係形成支援事業	（15）ペアレントプログラム・ペアレントトレーニング 子育ては難しくなっており、発達障害とされる子だけではなく、子育てがしんどい、不登校で悩まれている保護者により良い親子関係の学びの場の提供は大切だと思います。 また、親子関係が将来のこどもの幸せ感や生きやすさの基本となるので、少しでも沢山の保護者に伝わればと思います。	1	素案に対する意見ではなく、感想のため。

パブリック・コメント手続によらない変更【第３期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画（素案）】

番号	ページ	該当箇所	修正内容
1	表紙	表紙	「素案」を削除 イラスト、「令和７年３月」の文言、寝屋川市ロゴマークを追加
2	始めに	始めに	「始めに」を追加
3	1	計画策定の趣旨	表中の「子ども・子育て支援新制度」→「子ども・子育て支援制度」に変更
4	1	計画策定の趣旨	表中の「第2期子ども・子育て支援事業計画」と「第3期子ども・子育て支援事業計画」の「画」が見切れていたので修正
5	1	計画策定の趣旨	表中の「放課後児童クラブ待機児童対策」の「放課後児童対策パッケージ」の矢印が2025（R7）までだったのを2026（R8）まで延長。
6	2	２ 第３期子ども・子育て支援事業計画策定に係る国の基本方針	２ページ上から２つ目四角枠内を2024年８月公表内容に差し替え。
7	15	（ア）幼稚園等の定員数と在籍者数の推移	表の数値に合わせて説明文を修正。「令和６年度には57.3％と、令和元年度の71.6％と比べて14.3ポイント低くなっています」→「令和６年度には59.4％と、令和元年度の77.5％と比べて18.1ポイント低くなっています」
8	15	（ア）幼稚園等の定員数と在籍者数の推移	表の下部「※」の箇所を「市内在住児を含み」の「み」の取り消し線を削除。
9	24	（7）子育て支援事業の認知度・利用度・利用希望度	【小学校就学前子ども調査】のグラフ総数を（ｎ＝1,532）→（ｎ＝1,577）に修正
10	29	（1）教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の進捗	第2期計画に合わせて、各事業の上段の項目にのみ「↑」「↓」をつけるよう修正
11	30	基本方針1　妊娠期からの子育てを支える 【第２期期間に開始した新たな取組】 上から4つ目●	（伴走型相談支援は、令和7年度から妊婦等包括相談支援事業（妊婦のための支援給付事業）に移行しています。）の文言を追加
12	31	基本方針2　ひとりひとりの子どもの健やかな育ちを支える 【第２期期間に開始した新たな取組】 上から4つ目の●	「令和4年度より」を「令和3年度より」に修正。
13	38	基本方針1-1 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり	P40に合わせて「安心して子どもを産み育てられる環境づくり」→「安心して子どもを産み育てることができる環境づくり」に修正。
14	39	【関連事業】	・3「子育て世代包括支援事業」から「こども家庭センター（母子保健機能）事業」に名称変更 ・17「子育て応援事業」削除 ・21「低所得の妊婦に対する初回産科受診料事業」→「低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業」に修正 ・23「妊婦等包括相談支援事業」追加 ・48「（仮称）寝屋川15年一貫教育ガイドブックの製作」追加 ・84「発達障害児及び家庭等支援事業」削除 ・84「親子関係形成支援事業」追加 ・93「望が丘地域交流スペース整備事業」から「望が丘地域交流スペース管理運営事業」に名称変更。

パブリック・コメント手続によらない変更【第3期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画（素案）】

番号	ページ	該当箇所	修正内容
15	40	こども家庭センター（母子保健機能）事業	「子育て世代包括支援事業」から「こども家庭センター（母子保健機能）事業」に名称変更
16	41	母子保健訪問指導	「また、地域の助産師（MY CITY助産師）による訪問指導を最大4回実施し、妊娠期から継続的な支援を行うことにより、産後うつの予防や育児不安の解消を図ってまいります。」の文言を追記。
17	42	産後ケア事業	事業の概要等の1行目「医療機関や助産所において支援の必要な出産後…」の「支援の必要な」の文言を削除。
18	42	子育て応援事業	削除。
19	43	妊婦等包括相談支援事業	事業を新たに追加。
20	44	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問	「訪問員連絡会を定期的に実施し、研修などを通じて訪問員の資質向上を図るとともに、伴走型支援、専門職の支援やオンラインでの相談等を充実します」を「訪問員連絡会を定期的に実施し、研修などを通じて訪問員の資質向上を図ります。に変更
21	48	幼児教育・保育の無償化事業	4行目、「無償化します」を「無償化しています」に修正
22	51	（仮称）寝屋川15年一貫教育ガイドブックの製作	事業を新たに追加。
23	51	子育て支援員研修	3行目、「実施する」→「実施します」に修正
24	54	放課後子供教室推進事業	事業の概要等の1行目「小学校の放課後等に、学習支援や校庭開放…」の「校庭開放」を削除。 また3行目「体験活動ができる場を提供し」を「体験活動ができる場を提供することにより」に変更。
25	54	放課後校庭開放事業	事業を新たに追加。
26	57	巡回相談	所管課を子育て支援課から保育課変更。事業の概要等1行目及び2行目「幼稚園・保育所等」の「幼稚園」を削除。5行目の「臨床発達心理師」から「臨床発達心理士」に変更。
27	58	発達障害児及び家族等支援事業	削除。
28	58	親子関係形成支援事業	事業を新たに追加。
29	59	1 子育て支援の場の充実とネットワークづくり	8行目、「子育て総合支援拠点RELATTO」を「子育て総合支援拠点である子育てリフレッシュ館」に変更
30	60	望が丘地域交流スペース管理運営事業	事業名を「望が丘地域交流スペース整備事業」から「望が丘地域交流スペース管理運営事業」に変更。 事業の概要等を一部変更。
31	73	青少年の居場所づくり事業	事業の概要を一部変更。
32	83	イ【地域子ども・子育て支援事業の量の見込み】	シ「養育支援訪問事業（子育て世帯訪問支援事業）」を「養育支援訪問支援事業・子育て世帯訪問支援事業」に変更

パブリック・コメント手続によらない変更【第3期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画（素案）】

番号	ページ	該当箇所	修正内容
33	86	⑴幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）【1号認定】	【量の見込みと確保方策】（市域全体）の確保方策（提供量）の特定教育・保育施設を修正。（令和8年度～令和11年度▲11人）また、併せて合計Ⓑ欄と過不足（B－A）を修正。 太秦幼稚園が認定こども園化することによる修正。
34	87	⑴幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）【1号認定】	【量の見込みと確保方策】（市域全体）、東コミュニティセンターの確保方策（提供量）の特定教育・保育施設を修正。（令和8年度～令和11年度▲11人）また、併せて合計Ⓑ欄と過不足（B－A）を修正。 太秦幼稚園が認定こども園化することによる修正。
35	90	⑵保育所、認定こども園（保育所部分）等【2・3号認定】	【量の見込みと確保方策】（市域全体）の特定教育・保育施設の確保方策（提供量）を修正。 2号認定（3～5歳）→令和8年度～令和11年度＋9 3号認定（1・2歳）→令和8年度～令和11年度＋3 また、併せて合計Ⓑ欄と過不足（B－A）を修正。 太秦幼稚園が認定こども園化することに伴い修正。
36	91	⑵保育所、認定こども園（保育所部分）等【2・3号認定】	【量の見込みと確保方策】（市域全体）、東コミュニティセンターの確保方策（提供量）を修正。 2号認定（3～5歳）→令和8年度～令和11年度＋9 3号認定（1・2歳）→令和8年度～令和11年度＋3 また、併せて合計Ⓑ欄と過不足（B－A）を修正。 太秦幼稚園が認定こども園化することに伴い修正。
37	98～100	放課後児童健全育成事業（留守家庭児童会） 【量の見込みと確保方策】（区域別）	P98～P100表中の「確保方策」の文字が見切れていたため修正
38	102	地域子育て支援拠点事業 【実績】	表中の。「市内実施個所数」→「市内実施箇所数」に修正
39	102	地域子育て支援拠点事業 【今後の方向性】	1行目、「実施箇所数においては」→「実施箇所数は」に変更 また、1行目、「増える可能性がある」→「増える可能性がありますに変更
40	107	一時預かり事業（幼稚園型を除く）	「一時預かり事業（幼稚園型を除く。）」→「一時預かり事業（幼稚園型を除く）」に変更
41	112	利用者支援事業	ページ下部、※4の3行目。「妊産婦やこどもに」→「妊産婦や子どもに」に変更
42	113	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	【実績】の確保量を変更。【今後の方向性】の文言変更。【量の見込みと確保方策】の「確保方策（実施体制）」の変更。
43	114	養育支援訪問事業・子育て世帯訪問支援事業	「養育支援訪問事業（子育て世帯訪問支援事業）」から「養育支援訪問事業・子育て世帯訪問支援事業」に変更。
44	118	親子関係形成支援事業	名称を「ペアレント・プログラム、ペアレント・トレーニング（親子関係形成支援事業）」から「親子関係形成支援事業」に変更。【事業概要】の6行目ペアレント・プログラムの文言を削除、ペアレント・トレーニングの後に「等の講座」を追記
45	120	こども誰でも通園制度	【事業概要】1行目、「すべての子ども」→「すべてのこども」に変更
46	121	産後ケア事業	【今後の方向性】2行目、「事業のありかた」→「事業の在り方」に変更 【量の見込みと確保方策】の数値を変更。 令和7年度～令和11年度→▲621。
47	背表紙	背表紙	背表紙の追加。